平成２１年（フ）第２３４号
青森県弘前市大字宮川２丁目10番地４　小野辰ハウスⅠ　１―101号
債務者　長尾　高博
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２３７号
青森県弘前市大字俵元２丁目13番地１　ガーデンコート103号
債務者　小笠原直子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２３９号
青森県弘前市大字清原４丁目７番地６　ハイツ清原101号
債務者　伊多波しのぶ
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１９２４号
神奈川県鎌倉市岩瀬320番地１　グリーンヒルズ202
債務者　瀬戸西　剛
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４６号
神奈川県相模原市田名3148番地２―307
債務者　似内　俊治
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３０２号
神奈川県座間市入谷５丁目2002番地の１　一杉ハイツＣ号
債務者　比留川智美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３１８号
神奈川県相模原市相南３丁目２番５―104号
債務者　恒見　英輔
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３２１号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目57番Ｃ―1108号　エステ・スクエアさがみ野
債務者　栗山　久代
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３２８号
神奈川県座間市相模が丘５丁目５番23―406号　ヴァルゴ相模が丘
債務者　鈴木　一美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３３６号
神奈川県相模原市富士見２丁目15番16号　ハピネス富士見１―Ｄ
債務者　五十嵐真澄
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３７４号
神奈川県相模原市相南２丁目14番17号　ハイネス相模原102号
債務者　宮本　顕治
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第８５号
栃木県那須郡那珂川町小川2797番地、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字平田1930番地　県営平田住宅1409号室
債務者　薄井　敏洋
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第２００９号
横浜市神奈川区反町１丁目５番地の15　トーカンマンション401号
債務者　廣田　良富
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０１０号
横浜市神奈川区反町１丁目５番地の15　トーカンマンション401号
債務者　廣田ゆき子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２号
島根県出雲市西新町１丁目2451番地１　メゾンフォレ104、前住所島根県簸川郡斐川町大字上直江3057番地
債務者　原　　力夫
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部